

# たぬピク事件

東京地方裁判所 平成31年2月28日判決  
平成30年(ワ)第19731号 発信者情報開示請求事件

栗田 英一  
神鷹 泉

# 目次

---

- 1 発信者情報開示請求とは
- 2 事案の概要
- 3 争点（当事者の主張）
- 4 裁判所の判断
- 5 裁判例の紹介
- 6 令和2年6月の著作権法改正
- 7 ディスカッションポイント
- 議論内容（報告後追記）
- 発表者所感（報告後追記）

# 1 発信者情報開示請求とは

---

- ✓ インターネット上で他者に対して誹謗中傷等を行ったり、違法な書き込みや投稿を行った発信者の、住所や氏名、電話番号等の開示を掲示板・ブログなどの運営者やプロバイダに請求できる制度
- ✓ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法<sup>※1</sup>」という）4条に規定される
- ✓ 著作権等関係判決でいうと、近時発信者情報開示請求事件の占める割合は増加傾向にある（裁判所ウェブサイトでは平成29年は38件中11件、平成30年は48件中12件、平成31年・令和元年は60件中19件）。<sup>※2</sup>

※1 特定電気通信による情報の流通（掲示板、SNSの書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プロバイダに対する発信者情報の開示を請求する権利を定めた法律

※2 谷川和幸「発信者情報開示請求事件における著作権法解釈」NBL No.1172（2020.6.15）

# 1 発信者情報開示請求とは

## プロバイダ責任制限法 抜粋

(発信者情報の開示請求等)

第4条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。  
二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別な事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報のみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

# 1 発信者情報開示請求とは

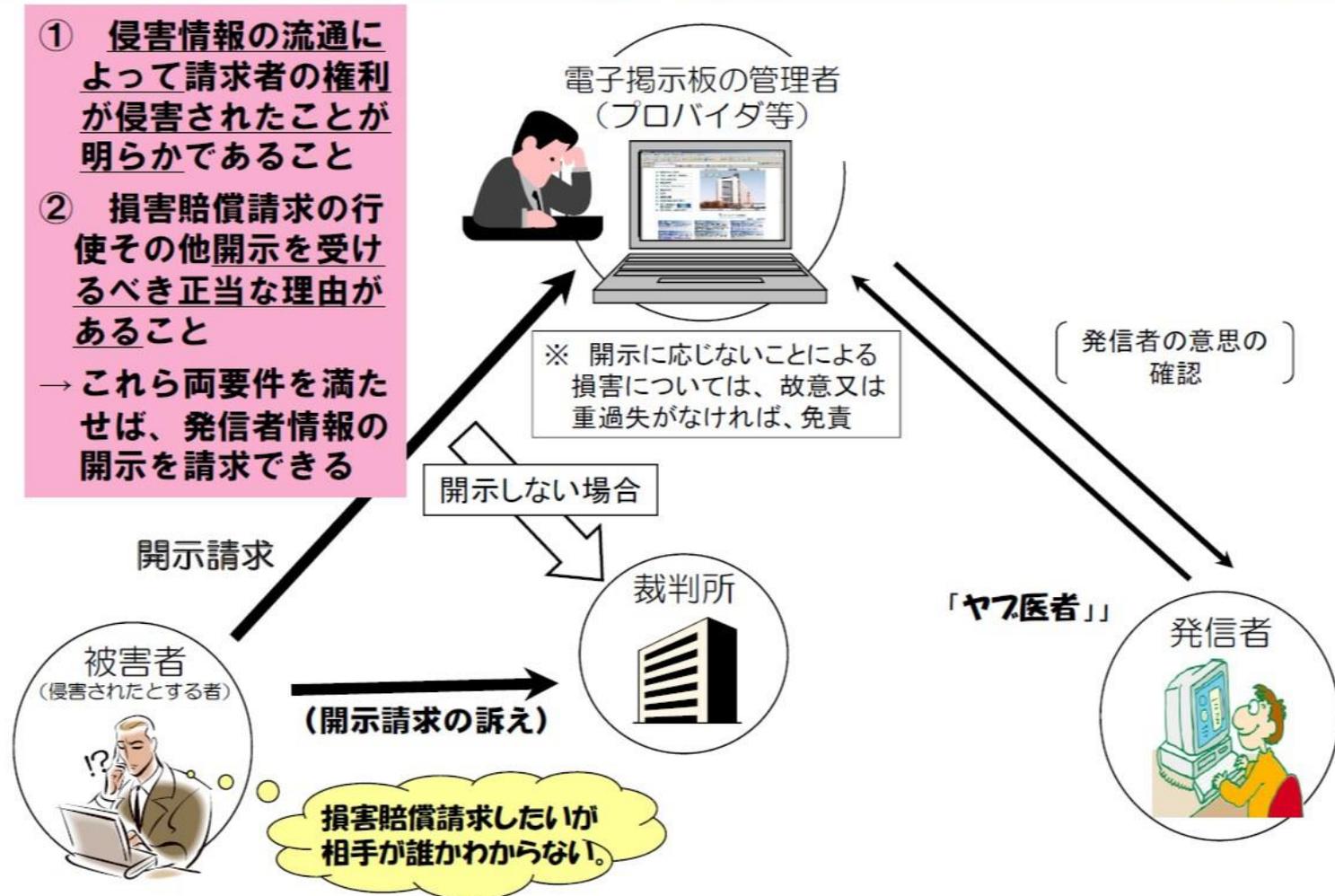
---

- ✓ 開示対象となる「発信者情報」については、プロバイダ責任制限法4条1項の発信者を定める省令（平成14年総務省令第57号）において定めている
  - 1. 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
  - 2. 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
  - 3. 発信者の電話番号※
  - 4. 発信者の電子メールアドレス
  - 5. 侵害情報に係るIPアドレス
  - 6. 侵害情報に係る携帯電話端末等の利用者識別符号
  - 7. 侵害情報に係るSIMカード識別番号
  - 8. タイムスタンプ（侵害情報が送信された年月日及び時刻）

※ 令和2年8月31日の改正により、新たに開示対象に追加された。

# 1 発信者情報開示請求とは

## プロバイダ責任制限法第4条 ～発信者情報の開示請求～



# 1 発信者情報開示請求とは

---

- ✓ 「開示関係役務提供者」には2種類のもが含まれている

コンテンツプロバイダ

発信者が投稿を行った電子掲示板やブログのサービス提供者

…「アメブロ」を運営するサイバーエージェント、「Yahoo!知恵袋」を運営するヤフーなど

アクセスプロバイダ

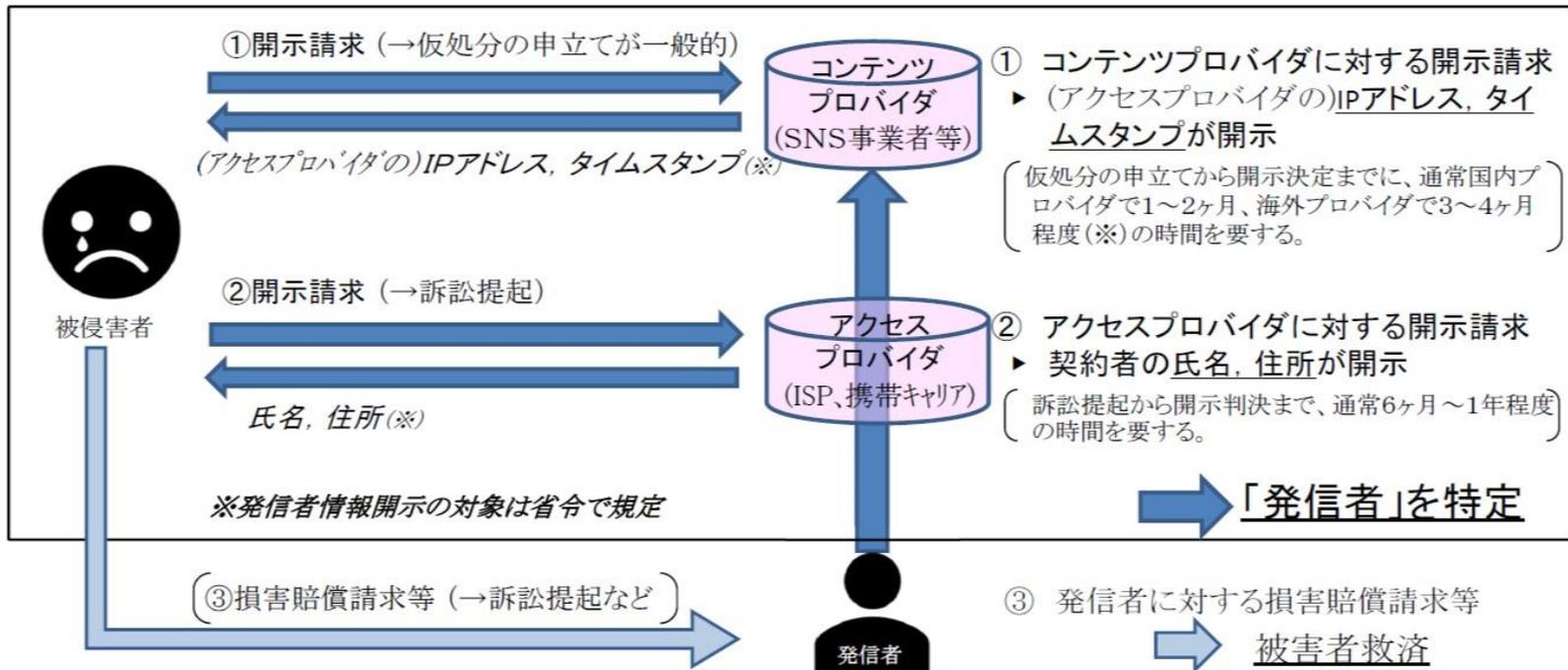
発信者が投稿を行う際に利用したインターネット回線提供者

…NTT東日本、NTTドコモ、ソフトバンクなど

# 1 発信者情報開示請求とは

## ✓ 開示請求実務の現状はどのようになっているか？

- ・コンテンツプロバイダ (SNS事業者等) は、加害者 (発信者) の氏名・住所等の情報を保有していないことが多く、被害者が被害救済を図るためには、通信経路を辿って発信者を特定していくことが一般的。
- ・具体的には、①コンテンツプロバイダ (SNS事業者等) への開示請求、②アクセスプロバイダ (ISP、携帯キャリア) への開示請求を経て、発信者を特定した上で、③発信者に対する損害賠償請求等を行うという、3段階の裁判手続が必要になっている。



# 1 発信者情報開示請求とは

---

- ✓ コンテンツプロバイダは掲示板やブログに書き込みをした人物のアクセスログ（IPアドレスとタイムスタンプ）を一定期間保存している。
- ✓ アクセスログを特定した上で、アクセスプロバイダに対しては、「この時間にこのIPアドレスで接続していた者の住所氏名を開示せよ」という請求を行う。当該請求はアクセスログと異なり、原則として本訴による必要がある。ログは一定期間（携帯キャリアは3か月程度、ISPは6か月～1年程度）で削除されるため、当該開示請求権を本案として発信者情報消去禁止の仮処分申し立てを行うことが考えられる。

## 2 事案の概要

---

本件は、原告（A、個人）が、自身の両脚を撮影した2枚の写真について著作権及び著作者人格権を有するところ、氏名不詳者により、インターネット上の電子掲示板に、当該2枚の写真を複製した画像のアップロード先であるURLが無断で投稿されたことにより、原告の著作権（複製権及び公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権）が侵害されたことが明らかであると主張して、プロバイダ責任制限法4条1項の開示関係役務提供者である被告（ソフトバンク株式会社）に対し、同項に基づき、別紙発信者情報目録記載の各情報の開示を求める事案である。

## 2 事案の概要

### 別紙発信者情報目録

別紙投稿記事目録記載のアイ・ピー・アドレスを、同目録記載の投稿日時に被告から割り当てられていた契約者に関する以下の情報

- ①氏名または名称
- ②住所

### 別紙投稿記事目録

スレッドタイトル (省略)

投稿記事番号：690

閲覧用URL (省略)

投稿日時 2018/03/22 23:54:56

アイ・ピー・アドレス 126.7.186.103

## 2 事案の概要

### 【著作権法 関連条文】

#### 第23条第1項

著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

#### 第2条第1項

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

7の2 公衆送信 公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（括弧内略）を行うことをいう。

9の4 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（括弧内略）をいう。

9の5 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようになることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（括弧内略）を行うこと。

※ 第2条第1項 9の5 イには記録媒体型（記録・付加・変換）と入力型が定義され、ロには接続型が定義されており、各行為はいずれも送信者側で完結するものであるとされる。奥邨弘司「受信可能化を公衆送信に直結させた事例」Law and Technology No.85 (2019.10)

## 2 事案の概要

---

### (1) 当事者

原告は、「B」という芸名で活動する女性である。(甲1、2、3の1、10)

被告は、インターネット接続サービスの提供を含む電気通信事業を営む株式会社であり、プロバイダ責任制限法4条1項の開示関係役務提供者に当たる。(弁論の全趣旨)

### (2) 原告による写真の撮影

原告は、平成30年3月頃、別紙写真目録1及び2のとおり、自身の両脚をスマートフォンにより写真撮影した(以下、同目録1の写真を「本件写真1」と、同目録2の写真を「本件写真2」といい、併せて「本件写真」ということがある。)(甲8ないし10)

## 2 事案の概要

---

### (3) 本件画像の投稿

ア 別紙投稿画像目録記載の画像（以下「本件画像」という。）は、平成30年3月22日午後11時53分41秒に、「up@vpic（省略）」宛てにメール送信され、URL（URLは省略）（以下「本件画像URL」という。）上にアップロードされた（以下「本件画像アップロード」という。）。※（甲3の1、5、11ないし13）（同時に、本件画像URLが、送信元のメールアドレス宛に返信される。本判決第3の2（2）ア（ア）参照）

※原告側は、本件訴訟の提起前に、「ためピク」の管理人を相手方として発信者情報開示の仮処分を申し立てたことがあり、当該管理人から「ためピク」の本件画像アップロードの日時などの開示を受けている。

## 2 事案の概要

「ためピク」のURL <https://vpic.to/>

ためピクβ  
V系専用あぶるだ  
あなたの携帯は未対応です。  
DoCoMo, Softbank, AU, iPhoneでお試ください。



◆投稿手順

- 1.画像ムービーを添付
- 2.完了メールが到着
- 3.公開用URLゲット

!?たすピクって!?  
よくある質問  
利用規約

完了メールに公開用のアドレスと削除用のアドレスが返信されるよ。

迷惑メール設定をしている場合は、  
vpic.to のドメイン受信の設定。

画像の保存期間は約1ヶ月間。  
削除アドレスで自分でも消せます。

問題のある画像は削除されるよ。  
不適切な掲載報告は[こちらへ](#)

マナーを守ってみんなで楽しく  
ほっこり使おうね★

※禁止事項  
・アダルト/児童ポルノ  
・悪用/無断転載  
・グロ/死体  
・その他、[規約](#)に違反する画像

違反をした場合、画像は速やかに削除します。また投稿者は投稿禁止になります。

### ◆ためピクって？

#### [ためピクとは]

V系専用のアップローダーです。  
登録不要で携帯の写真を簡単に投稿できる便利サービスだよ！  
もちろん完全無料。3キャリア全ての携帯に対応してるよ。

#### [特徴]

- ◎ユーザー登録不要ですぐ使えるよ
- ◎3キャリア対応!! (DoCoMo・au・SoftBank) 誰のケータイでも見れるよ
- ◎画像保護機能万全だから安心して公開できるよ
- ◎パスワードで閲覧制限をつけたり、管理画面に対応! ※
- ◎1つのページに10個まで画像ファイルを追加できます
- ◎10個まで1度に添付できます(添付サイズが合計200KB以下になるようにして下さい)
- ◎動画のアップロードにも対応!

[戻る](#)

※本件では、パスワードによるアクセス制限機能は利用されていないが、ためピクがアップロードされた個々の画像に割り当てるURLは、1470万通りの中からランダムに選ばれるものであり、URLを知らない者には推測困難でアクセス不可能な状態（実質的にアクセス制限が施されているのと同じ状態）にあるという指摘がある。奥邨弘司「受信可能化を公衆送信に直結させた事例」Law and Technology No.85 (2019.10)

## 2 事案の概要

---

イ 本件画像URLは、同日午後11時54分46秒に、被告の提供するインターネット接続サービスを利用して、「V系初代たぬきの掲示板」のスレッドタイトル「（省略）」（閲覧用URL：（URLは省略））（以下「本件掲示板」という。）に投稿された※1※2（以下「本件投稿」という。）（甲3、5、6）

※1 その頃、本件画像URLは本件掲示板に保存された。

「V系初代たぬきの掲示板」のURL <http://v.2ch2.net/visualtanuki/i/>

原告側は、本件訴訟の提起前に、「V系初代たぬきの掲示板」の管理人（「たぬピク」の管理人と同一人物）を相手方として発信者情報開示の仮処分を申し立てたことがあり、当該管理人から「V系初代たぬきの掲示板」の本件画像URL投稿の日時やホスト（ソフトバンクを使用）などの開示を受けている。

※2 スマホでは、本件掲示板に表示された本件画像URLは、本件画像として表示される（インラインリンク）。

パソコンでは、本件掲示板に表示された本件画像URLは文字表示だが、これをクリックしても画像は表示されない。もっとも、ユーザ側でパソコンをスマホバージョンに設定すればスマホと同様に本件画像として表示することが可能である。

本件掲示板に表示された本件画像URLをクリックすると、「たぬピク」に保存された（判決で言えば「本件画像アップロード」された）本件画像が表示される。

## 2 事案の概要

### V系初代たぬきの掲示板 PCの画面

672: 名無し:18/03/22 05:11  
[Redacted]

673: 名無し:18/03/22 07:26  
[Redacted]

674: 名無し:18/03/22 08:29  
[Redacted]

675: 名無し:18/03/22 08:31  
[Redacted]

676: 名無し:18/03/22 12:48  
[Redacted]

677: 名無し:18/03/22 14:09  
[Redacted]

678: 名無し:18/03/22 14:13  
[Redacted]

679: 名無し:18/03/22 14:18  
[Redacted]

680: 名無し:18/03/22 14:34  
[Redacted]

681: 名無し:18/03/22 16:51  
[Redacted]

682: 名無し:18/03/22 17:32  
[Redacted]

683: 名無し:18/03/22 18:06  
[Redacted]

684: 名無し:18/03/22 18:50  
[Redacted]

685: 名無し:18/03/22 18:39  
[Redacted]

186: 名無し:18/03/22 19:47  
[Redacted]

687: 名無し:18/03/22 21:58  
[Redacted]

688: 名無し:18/03/22 22:00  
[Redacted]

689: 名無し:18/03/22 22:15  
[Redacted]

690: 名無し:18/03/22 23:54  
[http://\[Redacted\]](http://[Redacted])

691: 名無し:18/03/23 00:00  
[Redacted]

### V系初代たぬきの掲示板 スマホの画面

688: 03/22 22:00 1人 19984pv  
[Redacted]

689: 03/22 22:15  
[Redacted]

690: 03/22 23:54  


691: 03/23 00:00  
[Redacted]

692: 03/23 00:08  
[Redacted]

Navigation icons: < (back), > (next), <-前 (previous), 次-> (next), < (back), <img alt="share icon" data-bbox="715 885 735 915"/>, <img alt="bookmarks icon" data-bbox="785 885 815 915"/>, <img alt="tabs icon" data-bbox="865 885 895 915"/>

※本件投稿はいずれもNo.690のもの。

# 3 争点

---

本件投稿による原告の権利侵害の明白性

- (1) 本件写真の著作物性の有無 (争点1)
- (2) 公衆送信権・複製権侵害の成否 (争点2)
- (3) 同一性保持権侵害の成否 (争点3)

### 3 争点 (1) 本件写真の著作物性の有無 (争点1)

#### 原告の主張

・・・原告は、本件写真1及び2の撮影に当たり、被写体の選択や配置、シャッターチャンスの捕捉、アングル、構図等に工夫を加えて撮影しており、撮影者の思想・感情が創作的に表現されているから、本件写真1及び2は写真の著作物として著作物性が認められる。

#### 被告の主張

・・・本件写真は、人物の脚のみを被写体とし、その構図も脚を中心に据えるという極めてありふれたものである。カメラアングルについても、撮影者が自らの脚全体を撮影する際に一般的に用いられる、座って撮影するというありふれた方法で撮影されたにすぎない。その他撮影者の個性が現れていると認められる部分は全く存在しない。

従って、本件写真には創作性は認められず、著作物であることが明らかであるとはいえない。

### 3 争点 (2) 公衆送信権・複製権侵害の成否 (争点2)

#### 原告の主張

ア 本質的特徴を感得できること

本件投稿をした者は、平成30年3月22日、本件写真を複製し、公衆送信した。

本件画像は、本件写真1及び2を結合した写真であるところ、本件画像の左側の写真は、白いマット上に素足で座っている女性の太ももから爪先までの部分が写っており、内股にして足を曲げた状態で足の爪には赤いマニキュアが塗られていることが覚知できる。

また、本件画像の右側の写真は床上に素足で座っている女性の太ももから爪先までの部分（及びショートパンツの一部）が写っており、足先には白いスリッパを履いていることが覚知できる。

・・・本件画像には、本件写真1及び2の表現の本質的特徴が利用されているといえる。

#### 被告の主張

ア 本質的特徴を感得できないこと

本件画像は、本件写真を他の写真と合わせて一つの小さい画像として掲載しているにすぎず、本件写真を利用していると思われる部分の大きさはかなり小さく、画像も不鮮明となっている（甲3の2、訴状別紙対比表）

したがって、本件画像における本件写真と思われる写真が表示されている部分からは、本件写真の全体の構成がろうじて認識できるにすぎず、一般的には創作性の根拠となり得る本件写真の表現形式が全く再現されていないため、一般人が通常の注意力をもって見た場合に、本件画像が、本件写真の本質的特徴を感得できるものであるとは到底いえない。

### 3 争点 (2) 公衆送信権・複製権侵害の成否 (争点2)

#### 原告の主張

イ 本件画像アップロードと本件投稿の関係

(ア) 「たぬピク」とは、V系初代たぬき掲示板、V系こたぬき掲示板等のV系専用のアップローダーであり、本件掲示板等に画像を投稿するにあたっては「たぬピク」を使用する必要がある(甲12、13)。

本件掲示板に画像を投稿する場合は、「up@vpic(省略)」宛てに画像を添付したメールを送信すると、公開用URLが送信したメールアドレス宛てに送信される(甲11)。

そして、当該公開用URLを投稿することで、本件掲示板へ画像を投稿することができる。

原告は、本件写真を「たぬピク」に送信することを一切許諾していないのであるから、上記の行為は原告の公衆送信権を侵害する。

そして、「たぬピク」に本件画像がメール送信された1分05秒後に本件投稿がされて

#### 被告の主張

イ 本件画像アップロードと本件投稿の関係

(ア) まず、原告も認めるとおり(甲10)、本件掲示板に画像を投稿するには、「たぬピク」というシステムを使って画像をアップロードする仕組みとなっているところ、本件投稿においてはURLのみが記載され(甲3の1)、本件投稿に記載されたURL先のファイルのアップロードは、本件投稿に使用されたIPアドレスとは異なるIPアドレスを使用してなされたと考えられる(甲5)。

そして、本件投稿は、アップロードされた本件画像ファイルのURLを転記したにすぎず、当該画像ファイルそのものを投稿したのではないから、そもそも本件投稿によって著作権侵害は成立し得ない。

すなわち、本件投稿をした者は、本件掲示板に本件画像URLを記載したまでであり、文字データにすぎないURLが流通するのみで権利侵害が生じるとはいえない。

### 3 争点 (2) 公衆送信権・複製権侵害の成否 (争点2)

#### 原告の主張

いるところ、本件画像URLは、「たぬピク」に本件画像を送信したメールアドレス宛てに送信されるのであるから、上記1分05秒の間に、本件画像アップロードをした者以外の者が本件画像URLを入手して、本件投稿をすることは通常考えられず、本件画像アップロードした者と本件投稿をした者は同一人物であることは明らかである。

(イ) たぬき掲示板では、「たぬピク」のURLが投稿された場合、URLを掲載するのではなく、当該画像自体が掲載される仕組みになっており(甲11)、本件投稿をスマートフォンで表示すると、甲3の2のように、本件画像がそのまま表示される。

すなわち、本件掲示板では、リンク先のURLが記載され、当該URLをクリックするとリンク先のウェブサイト(画像)が表示されるハイパー・リンクではなく、インラインリンクが設定されている。

したがって、このような「たぬピク」のシ

#### 被告の主張

本件投稿をした者は、単に同人が確認したURL先の画像ファイルの存在とその所在を示すためにそのURLの記載をしたにすぎず、URLを投稿することによってURL先の画像ファイルの内容を公開しているわけではないと考えるのが経験則に合致する。

また、URL先を訪れるか否かの選択は、個々のインターネットユーザーにより異なるのであり、URLをクリックすることによってコンピュータウイルス等に感染するおそれがあることも考慮すれば、個々のユーザーが安易にこれをクリックするとは考えられない。

これらを踏まえると、本件投稿をした者は本件投稿において単にリンクを設定しただけにすぎず、ユーザーが当該リンク部分をクリックすることでURL先サイトを開くことができるからといって、当該リンク先の表現内容を本件投稿の権利内容と認定することはできない。よって、本件投稿は原告の権利を侵害していない。

### 3 争点 (2) 公衆送信権・複製権侵害の成否 (争点2)

#### 原告の主張

システムからも、本件投稿は本件画像のデータを投稿したものであり、本件投稿がURLを記載したにすぎないとか、リンクを設定したにすぎないので著作権侵害が成立しないとの反論は成り立たず、本件投稿により、複製権侵害、公衆送信権侵害が成立する。

なお、「ためピク」はパソコン非対応なので、甲3の1で表示されている本件投稿にはURLのみが記載されているようにみえるにすぎないが、本件投稿に投稿されたURLをクリックしても、パソコンでは「ためピク」の画像は閲覧できない。このことから、本件投稿がリンクを設定したものとはいえない。

(ウ) 仮に、本件アップロードをした者と本件投稿をした者が同一人物でなかったとしても、本件画像URLを受信してから約1分後に本件記事が投稿されていることから、両者が全く無関係の者同士ということは考えられず、本件投稿をした者は、少なくとも「ためピク」に本件画像を送信した者と共同して

#### 被告の主張

なお、本件画像アップロード（甲5の4の投稿）においては、「up@vpic（省略）」に対して、本件画像を添付したメールが送信されたにすぎず、事実上、いまだ本件画像のデータの所在（URL）は公衆に対して明らかにされていない。

そのため、本件画像アップロード、すなわち、「up@vpic（省略）」に宛てて本件画像を添付したメールを送信しただけでは、自動的に、公衆によって直接受信されることを目的とした送信を行える状況にあるとはいえず、公衆送信権侵害に該当しない。

(イ) 本件画像アップロードと本件投稿では、異なるIPアドレスが使用されていることは明らかであるところ、原告の主張は、同一人物が本件画像アップロードと本件投稿を行ったと考えられると主張するものであるが、そもそも異なるIPアドレスが利用されており、本件画像アップロードと本件投稿の時間差が約1分存在する以上、同一人物によってなさ

### 3 争点 (2) 公衆送信権・複製権侵害の成否 (争点2)

#### 原告の主張

(意思を通じて)、原告の公衆送信権を侵害したことが明らかである。

したがって、仮に、本件投稿をした者に公衆送信権が成立しないとしても、公衆送信権侵害の幫助が成立する。

#### 被告の主張

れたと考えるのが合理的であるとはいえない。また、万が一、同一人物であることが推認されたとしても、本件投稿により原告に対する権利侵害が発生しているといえるかという点との関連性は明らかでない。

(ウ) 本件画像アップロードは公衆送信権侵害には当たらないから、本件投稿が公衆送信権侵害の幫助に該当するとはいえない。

仮に、本件画像アップロードが公衆送信権侵害であると考えられる場合であっても、本件投稿が本件画像アップロードによる送信可能化、自動公衆送信行為自体を容認したとはいえない。

特に、リンクは、コンテンツをシェアし拡散するためのインターネットにおける必要不可欠な技術であり、その社会的影響の大きさに鑑みれば、安易に拡大的な解釈がされるべきではない。

よって、本件投稿が公衆送信権侵害の幫助であることは明らかではない。

### 3 争点 (3) 同一性保持権侵害の成否 (争点3)

#### 原告の主張

本件画像は、本来別々の著作物である本件写真1及び2を合成して一つの写真にしたものであり、その結果、本件写真1及び2にあるXの右太ももの内側に左の手のひらを添えた部分が切れて表示されていない。よって、本件投稿は、原告の同一性保持権を侵害（幫助を含む。）する。

#### 被告の主張

争う。

# 4 裁判所の判断

事案に鑑み、本件投稿による本件写真2に係る公衆送信権侵害の成否について判断する。

## 1 争点1（本件写真2の著作物性の有無）

写真は、被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの捕捉、被写体と光線との関係（順光、逆光、斜光等）、印影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現であり、底に撮影者の個性が何らかの形で表れていれば創作性が認められ、著作物に当たるといふべきである。

・・・本件写真2は、・・・被写体の選択・組合せ、被写体と光線との関係、印影の付け方、色彩の配合等の総合的な表現において、撮影者の個性が表れているものといえる。

したがって、本件写真2は、創作的表現として、写真の著作物であると認められる。

# 4 裁判所の判断

## 2 争点2（公衆送信権侵害の成否）

### （1）本質的特徴を感得できるかについて

著作物の公衆送信権が成立するためには、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することができることを要する。

これを本件についてみると、証拠（甲3の2、9）及び弁論の前趣旨によれば、本件画像には、本件写真2の下側の一部がほんの僅かに切り落とされているほかは、本件写真2がそのまま用いられていることが認められる。

そして、本件画像は、解像度が低く、本件写真と比較して全体的にぼやけたものとなっているものの、依然として、上記1で説示した、本件写真2の被写体の選択・組合せ、被写体と光線との関係、陰影の付け方、色彩の配合等の総合的な表現の同一性が維持されていると認められる。

したがって、本件画像は、これに接する者が、本件写真2の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものであると認められる。

## 4 裁判所の判断

### (2) 本件画像アップロードと本件投稿の関係について

ア 前記前提事実(3)、証拠(甲3、5、6、11ないし13)及び弁論の趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (ア) 「たぬピク」は、「up@vpic (省略)」宛てに画像を添付したメールを送信すると、当該画像がインターネット上にアップロードされたURLが、送信元のメールアドレス宛てに返信され、当該URLを第三者に送るなどして、当該画像を第三者と共有することができるサービスである。
- (イ) 本件掲示板を含むたぬき掲示板(2ch2 (省略))をスマートフォンで表示する場合には、「たぬピク」により取得した、画像のURLが投稿されると、当該URLが表示されるのではなく、当該URLにアップロードされている画像自体が表示される仕組みとなっている。これにより、当該URLをクリックしなくても、たぬき掲示板において、他の利用者と画像を共有することが可能になっている。
- (ウ) 本件画像は、平成30年3月22日午後11時53分41秒に、「up@vpic (省略)」宛てにメール送信され、本件画像URL上にアップロードされた(本件画像アップロード)。
- (エ) 本件画像URLは、同日午後11時54分46秒に、被告の提供するインターネット接続サービスを利用して、本件掲示板に投稿された(本件投稿)。

## 4 裁判所の判断

イ 以上の事実関係を前提に、本件投稿によって公衆送信権の侵害が成立するか検討する。

まず、本件画像は、前記ア（ウ）のとおり、本件投稿に先立って、インターネット上にアップロードされているが、この段階では、本件画像URLは「up@vpic（省略）」にメールを送信した者しか知らない状態にあり、いまだ公衆によって受信され得るものとはなっていないため、本件画像を「up@vpic（省略）」宛てにメール送信してアップロードする行為（本件画像アップロード）のみでは、公衆送信権の侵害にはならないというべきである。

もっとも、本件においては、前記ア（ウ）及び（エ）のとおり、メール送信による本件画像のアップロード行為（本件画像アップロード）と、本件画像URLを本件掲示板に投稿する行為（本件投稿）が1分05秒のうちに行われているところ、本件画像URLは本件画像をメール送信によりアップロードした者にしか返信されないという仕組み（前記ア（ア））を前提とすれば、1分05秒というごく短時間のうちに無関係の第三者が当該URLを入手してこれを本件掲示板に書き込むといったことは想定し難いから、本件画像アップロードを行った者と本件投稿を行った者は同一人物であると認めるのが相当である。

そして、前記ア（イ）のとおり、本件画像URLが本件掲示板に投稿されることにより、本件掲示板をスマートフォンで閲覧した者は、本件画像URL上にアップロードされている本件画像を本件掲示板で見ることができるようになる。

## 4 裁判所の判断

そうすると、本件投稿自体は、URLを書き込む行為にすぎないとしても、本件投稿をした者は、本件画像をアップロードし、そのURLを本件掲示板に書き込むことで、本件画像のデータが公衆によって受信され得る状態にしたものであるから、これを全体としてみれば、本件投稿により、原告の本件写真2に係る公衆送信権が侵害されたものといえることができる。

以上からすれば、本件投稿により、原告の本件写真2に係る著作権（公衆送信権）が侵害されたことが明らかであると認められる。

また、原告がかかる著作権侵害の不法行為による損害賠償請求権を行使するために、被告が保有する別紙発信者情報目録記載の情報が必要であると認められる。

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

## 5 裁判例の紹介

### 【1】東京地裁平成26年1月17日判決（どーじんぐ娘。事件）

原告に対する著作権侵害行為及び権利侵害性の明白性について

本件記事（「どーじんぐ娘。」と題するブログ中の記事）に対応するダウンロードサーバに本件漫画の電子ファイルをアップロードした者は、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（ダウンロードサーバ）の公衆送信用記録媒体に本件漫画の情報を記録（アップロード）して、原告が著作権を有する本件漫画を送信可能化して自動公衆送信し得るようにしていた（パスワードが設定されていても、当該パスワードが公開されているので、不特定の公衆からの求めに応じ自動公衆送信し得るようになっていたものといえる。著作権法2条1項9号の5イ）のであるから、原告の公衆送信権（同法23条1項）を侵害していたことが明らかである。

本件記事を投稿した発信者は、本件記事やそれ以外の本件ブログの記載からして、ダウンロードサーバに本件漫画の電子ファイルをアップロードした者と同一人であると認めるのが相当であり、仮にそうでないとしても、少なくともアップロード者と共同して主体的に原告の公衆送信権を侵害したものであることが明らかである。

## 5 裁判例の紹介

注：上記の判示に至った前提事実は以下のとおりである。

平成25年4月15日及び17日、本件タイムスタンプの時刻に、本件IPアドレスを使用して、本件ブログに本件記事を投稿した者（発信者）が存在する。

本件記事1には、本件漫画1の表紙の画像の下に本件漫画1の表題が記載され、その下に「DL」と書かれたリンクが貼られ、また「パスは『dou』です」との記載がある。

本件漫画1の表紙の画像の下の「DL」と書かれたリンクをクリックすると、ダウンロード用ウェブサイトに移し、同ウェブサイトの本件記事1に記載されたパスワードを入力すると、本件漫画1の電子ファイルをダウンロードサーバからダウンロードすることができる。

(注：本件漫画2についても同じ判示がなされた)

## 5 裁判例の紹介

### 【2】札幌地裁平成30年4月27日判決（ペンギンパレード事件）

原告の著作権及び著作者人格権の侵害の明白性の有無について

本件写真は、原告が、F動物園で開催された「ペンギンパレード」を（略）撮影したものにデジタル加工を施した上でウェブサイト上で公表されたものであると認められ、（略）写真の著作物（著作権法10条1項8号）に該当するものと認められる。

侵害サイトA1〈1〉、侵害サイトA1〈3〉及び侵害サイトA2〈1〉の画像ファイルは、構図等の特徴が細部にわたって一致していることが認められるから、本件写真の複製物であるといえるところ、発信者A1及び発信者A2は、これらの画像ファイルを被告LINEが管理するサーバーに記録させることにより、本件写真の複製物を不特定多数の者に送信可能な状態に置いているものと認められる。

そして、（略）原告が本件写真を複製することや送信可能な状態に置くことについて本件各発信者らに許諾を与えたものとは認めがたいから、発信者A1及び発信者A2による行為は、原告の本件写真に係る著作権（複製権及び公衆送信権）を侵害していることが明らかであるというべきである。

## 5 裁判例の紹介

また、(略) 侵害サイト A 2 <1> の画像ファイルは、本件写真の周辺を緑色で縁取る加工をしたことによって、原告の本件署名による氏名の表示を看取することが困難になっていることが認められるから、発信者 A 2 によるこれらの行為は、原告の著作権者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）を侵害していることが明らかであるというべきである。

さらに、侵害サイト B 1 <1> には侵害サイト A 1 にアップロードされた本件写真の画像ファイルへのハイパーリンクが、侵害サイト B 2 <4> には侵害サイト A 2 にアップロードされた本件写真を加工した画像ファイルへのハイパーリンクが、それぞれ設定されている (略) ところ、侵害サイト A 1 及び侵害サイト A 2 の形式及び内容からすると、侵害サイト A 1 及び侵害サイト A 2 が画像ファイルのみを公開する目的で開設されたものとは考えがたく、これらの侵害サイトに蔵置された画像の URL は当該画像をアップロードした発信者 A 1 及び発信者 A 2 しか知り得ないと推認されることからすると、発信者 A 1 と発信者 B 1、発信者 A 2 と発信者 B 2 は同一人であって、発信者 B 1 及び発信者 B 2 は、侵害サイト B 1 及び B 2 で本件写真を利用する目的のもとで、侵害サイト A 1 及び侵害サイト A 2 に本件写真をアップロードしたものと認められる。

## 5 裁判例の紹介

そうとすれば、侵害サイト A 1 及び侵害サイト A 2 に本件写真に係る画像ファイル（ないしこれを加工した画像ファイル）をアップロードする行為と、侵害サイト B 1 及び侵害サイト B 2 に前記各画像ファイルへのハイパーリンクを設定した記事を投稿する行為は、同一の目的のために同一人が行った発信行為であって、一体的な著作権侵害行為として捉えるべきである。

したがって、発信者 B 1 及び発信者 B 2 が前記各画像ファイルを含む投稿記事を被告LINEが管理するサーバーに記録させることにより、本件写真の複製物を不特定多数の者に送信可能な状態に置いた行為は、発信者 A 1 及び発信者 A 2 の行為と同じく、本件写真に係る原告の著作権及び著作者人格権を侵害していることが明らかであるというべきである。

（注：控訴審では控訴棄却され、上告審でも上告棄却・上告不受理決定がされて確定した）

## 5 裁判例の紹介

### 【3】札幌地裁平成30年6月15日判決（ペンギンパレード事件：別件）

インラインリンク設定型の各侵害サイトには画像A又は画像BのURLへのインラインリンクが設定されており、これによって、同サイトを閲覧した者の端末上に画像A又は画像Bが表示されるものである・・・インラインリンク設定行為によって画像A又は画像Bが上記各侵害サイト上に表示されているとしても、同侵害サイトのURLに画像A又は画像Bのデータが送信されたり、また、同URLからユーザーの端末へ同データが送信されたりすることはないから、インラインリンク設定行為は、それ自体として、画像A又は画像Bのデータを送信し、又はこれを送信可能化するものであるとはいえず、本件写真の公衆送信権を侵害するものであるとはいえない。

本件写真を改変した画像ファイル（画像A又は画像B）をサーバーに入力し、これを公衆送信し得る状態を作出したのは発信者C又は発信者Dであって、インラインリンク設定行為を行った発信者らは、同行為によって既に公衆送信されている画像A又は画像Bを利用しているにすぎないことからすれば、上記送信の主体は、発信者C又は発信者Dと見るべきであって、インラインリンク設定行為を行った発信者を公衆送信権侵害の主体と見ることはできない。

## 5 裁判例の紹介

・・・発信者C又は発信者Dには、本件写真の複製権侵害及び公衆送信権侵害が明らかに認められるというべきである。

そして、インラインリンク設定行為を行った発信者等は、インラインリンク設定行為によって、閲覧者の何らの作為を要することなく、自身のブログ記事に画像A又は画像Bを表示させ、侵害サイトA又は侵害サイトBを閲覧した者だけでなく、インラインリンク設定型に係る各侵害サイトを閲覧した者も画像A又は画像Bを閲覧することができるような状態を作り上げ、不特定多数の者が画像A又は画像Bにアクセスしてこれを閲覧することを容易にしたものと評価することができる。そうとすれば、インラインリンク設定行為を行った発信者らは、少なくとも発信者C又は発信者Dによる公衆送信権侵害を幫助しているといえ、発信者C又は発信者Dとともに本件写真に関する原告の著作権を侵害していることは明らかであるというべきである。

(注：画像をサーバーにアップした者とリンクを張った者が別人と認定された事案。本件判決の事案のようなアップローダのURLを掲示板に貼った事案についても、同じようなことがいえるかについては問題か。)

## 5 裁判例の紹介

### 【4】東京地裁平成30年1月30日判決(建築CADソフトウェア事件)

被告は、ヤフオクにおいて、商品名を「『DRA-CAD11』建築設計・製図CAD」などと記載し、即決価格4980円で多数出品し、その際、「商品説明」欄に「DRA-CAD11」と、「注意事項」欄に「ダウンロード品同等」「インストール完了までフルサポートさせていただきます」などと、「発送詳細」欄において「ダウンロード販売」であるなどとそれぞれ記載していた。

そして、被告は、ヤフオクにおいて本件商品（注：「DRA-CAD11」建築設計・製図CAD）を入札して代金を被告に支払った顧客に対し、本件ソフトウェア（注：建築CADソフトウェア「DRA-CAD11」）及びBのプログラムのクラック版（いずれも原告の許諾がないもの）が蔵置されていたオンラインストレージサイト「C」のURLをダウンロード先として教示し、かつ当該Bのプログラムのクラック版の起動方法及び本件ソフトウェアの起動・実行方法を教示するマニュアル書面を提供していた。

その結果、当該顧客は、上記ダウンロード先から本件ソフトウェア（無許諾品）及びセットアップCDの内容とクラックされたB Ver. 11.0.1.3を入手することができ、セットアップを行った後、クラック版のBを上書きすることにより、本件ソフトウェアで要求されるアクティベーションを回避することができた、というのである。

## 5 裁判例の紹介

上記事実によれば、〔1〕被告は、ヤフオクにおいて、あくまで「DRA-CAD11」建築設計・製図CAD自体をオークションの対象物と表示して出品しており、「商品説明」欄には「DRA-CAD11」、「注意事項」欄には「ダウンロード品同等」「インストール完了までフルサポートさせていただきます」、「発送詳細」欄には「ダウンロード販売」と記載されていたこと、〔2〕かかる表示を見てオークションに入札した顧客も、当然、本件ソフトウェアを安価に入手する意図で入札を行ったと推認できること、〔3〕被告は、顧客に対し、本件ソフトウェア及びそのアクティベーション機能を担うプログラムのクラック版（いずれも原告の無許諾）のダウンロード先をあえて教示し、かつこれらの起動・実行方法を教示するマニュアル書面を提供し、その結果、顧客が、本件ソフトウェア（無許諾品）を入手した上、本件ソフトウェアで要求されるアクティベーションを回避してこれを実行することができるという結果をもたらしており、被告の上記行為は、かかる結果を発生させるのに不可欠なものであったこと、〔4〕被告は、営利目的でかかる行為を行い、後記3認定のとおり多額の利益を得ていること、以上の事実が認められる。

## 5 裁判例の紹介

これらの事情を総合すれば、・・・被告は、本件ソフトウェアの一部に原告の許諾なく改変（アクティベーション機能の回避）を加え（本件ソフトウェアの表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、変更等を加えて新たな創作的表現を付加し）、同改変後のものをダウンロード販売したものと評価できるから、被告は、原告の著作権（翻案権及び公衆送信権）並びに著作者人格権（同一性保持権）を侵害したものと評価すべきである（る）。

・・・他方で、原告は、被告が本件ソフトウェアをオンラインストレージサイト「C」において記録蔵置（複製）している旨主張するが、本件ソフトウェアを「C」という名前のサーバに保存したのが被告であることを認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。

（注：【3】と同様、本件ソフトウェアをストレージサイトに蔵置した者とリンクを張った者とは同一人ではないと認定された事案。令和2年6月改正著作権法における「リーチサイト」に近い事案か。単なるリンクを張る行為についてまで同列に論じることはいかぬか。）

## 5 裁判例の紹介

### 【5】知財高裁平成30年4月25日判決（リツイート事件）

本件リツイート行為による著作権等の侵害の明白性について

本件リツイート行為により本件アカウント3～5のタイムラインのURLにリンク先である流通情報2（2）のURLへのインラインリンクが設定されて、同URLに係るサーバーから直接ユーザーのパソコン等の端末に画像ファイルのデータが送信され、ユーザーのパソコン等に本件写真の画像が表示されるものである。

もっとも、（略）本件リツイート行為の結果として、（略）リンク先の画像とは縦横の大きさが異なった画像や一部がトリミングされた画像が表示されることがあること、本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている画像は、流通情報2（2）の画像とは異なるものであること（縦横の大きさが異なるし、トリミングされており、控訴人の氏名も表示されていない）が認められる。

（略）

控訴人が著作権を有しているのは、本件写真であるところ、本件写真のデータは、リンク先である流通情報2（2）に係るサーバーにしかないから、送信されている著作物のデータは、流通情報2（2）のデータのみである。（略）

## 5 裁判例の紹介

流通情報2（2）の画像データのみを「侵害情報」と捉えた場合の公衆送信権侵害の主張について検討する。（略）

自動公衆送信の主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ、情報を自動的に送信できる状態を作り出す行為を行うものと解される（略）、本件写真のデータは、流通情報2（2）のデータのみが送信されていることからすると、その自動公衆送信の主体は、流通情報2（2）のURLの開設者であって、本件リツイート者らではないというべきである。著作権侵害行為の主体が誰であるかは、行為の対象、方法、行為への関与の内容、程度等の諸般の事情を総合的に考慮して、規範的に解釈すべきであり、カラオケ法理と呼ばれるものも、その適用の一場面であると解される（略）が、本件において、本件リツイート者らを自動公衆送信の主体というべき事情は認め難い。（略）

（注：複製権侵害、公衆伝達権侵害についても否定した）

本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている画像は、流通情報2（2）の画像とは異なるものである。この表示されている画像は、表示するに際して、本件リツイート行為の結果として送信されたHTMLプログラムやCSSプログラム等により、位置や大きさなどが指定されたために、上記のとおり画像が異なっているものであり、流通情報2（2）の画像データ自体に改変が加えられているものではない。

## 5 裁判例の紹介

しかし、表示される画像は、(略)著作権法2条1項1号にいう著作物ということができるところ、上記のとおり、表示するに際して、HTMLプログラムやCSSプログラム等により、位置や大きさなどが指定されたために、本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている画像は流通目録3～5のような画像となったものと認められるから、本件リツイート者らによって改変されたもので、同一性保持権が侵害されているということができる。(略)

本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている画像には、控訴人の氏名は表示されていない。(略)表示するに際してHTMLプログラムやCSSプログラム等により、位置や大きさなどが指定されたために、本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている画像は流通目録3～5のような画像となり、控訴人の氏名が表示されなくなったものと認められるから、控訴人は、本件リツイート者らによって、本件リツイート行為により、著作物の公衆への提供又は提示に際し、著作者名を表示する権利を侵害されたということができる。

(注：名誉声望保持権の侵害は否定した)

# 5 裁判例の紹介

---

※なお、上記【5】リツイート事件の上告審（最高裁令和2年7月21日判決）では、氏名表示権侵害について判示している。（戸倉三郎裁判官の補足意見、林景一裁判官の反対意見がある）

（判旨）

著作権法19条1項（注：氏名表示権に関する条項）は、文言上その適用を、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。

また、同法19条1項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。

そうすると、同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。

したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示したことは、著作権法19条1項の「著作物の公衆への・・・提示」に当たるといえることができる。（略）

以上によれば、本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものであるべきである。

## 6 令和2年6月の著作権法改正

リーチサイト対策・  
ダウンロード違法化

### ✓ リーチサイトとは？※

- 自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイト  
に蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報等を提供して利  
用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイトを行い、侵害  
コンテンツを放送曜日やジャンルごとに分類して表示することなど  
により侵害コンテンツに到達しやすいように工夫されている。
- 昨今、運営管理者の特定が困難で、侵害コンテンツの削除要請すら  
できないマンガを中心とする巨大海賊版サイトが出現し、著作権者  
等の権利が大きく損なわれる事態となっている。「漫画村」では約  
3,000億円分の出版物がタダ読みされて漫画家・出版社の収入・売  
上が20%減少しており、日本最大級のリーチサイト「はるか夢の  
址」では摘発までの1年間で被害額は約731億円であった。
- これらのサイトが閉鎖されても依然として500以上の海賊版サイト  
が存在し、アクセス数上位10サイトだけで月間のべ6,500万人が利  
用している。

※ 文化庁 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）、文化庁 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特  
例に関する法律の一部を改正する法律（説明資料）

# 6 令和2年6月の著作権法改正 — リーチサイト対策・ダウンロード違法化

## 【参考】海賊版サイトの事例

侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会（第1回）  
（令和元年11月27日）資料2-1（出版広報センター提出資料）より

史上最悪の海賊版サイト「漫画村」と、収益獲得のしくみ



実際海賊版コンテンツ（マンガ）



↑サイトトップページ。左右両側に縦長の広告が配置されている。アクセスに伴って広告が表示される。  
▶つまり、アクセス数が増えれば増えるほど、運営者の懐に入る収益（広告料）も増えていくしくみになっている。

文化庁 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（説明資料）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02\\_hokaisei/pdf/92359601\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_03.pdf)

# 6 令和2年6月の著作権法改正 — リーチサイト対策・ダウンロード違法化

## ✓ 改正の背景（現行法における対応の限界）※1

- 著作権侵害コンテンツに係るリンク情報を提供する行為は、当該著作物の自動公衆送信又は送信可能化に該当せず、公衆送信権侵害の幫助への該当性を否定した裁判例※2がある。法制・基本問題小委員会ではリンク情報の提供行為は幫助に該当するという意見があった。
- 当該行為が公衆送信権侵害に該当しないと解した場合、これを理由に差止請求をすることはできない。また、公衆送信権侵害の幫助に該当するとした場合に差止請求が認められるかどうかについては、否定的な意見が多い。
- 刑事罰については、一定の悪質な行為については現行法上著作権侵害の幫助として刑事罰の対象になりうるとの意見が多いが、仮に幫助に当たる場合でも、実務上、正犯の立件ができない場合は立件が困難な場合が多い。
- リンク情報等の提供を通じて侵害コンテンツへの到達を容易にすることにより侵害コンテンツの拡散を助長するような悪質な行為について著作権侵害とは別に独立して権利行使を認めることとする今般の制度整備の趣旨から、差止請求権の付与及び刑事罰の導入がなされることとなった。

## ✓ 改正事項のうち、リーチサイト対策については令和2年10月1日から、侵害コンテンツのダウンロード違法化については令和3年1月1日から施行されることとなっている。

※1 文化庁 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）

※2 ロケットニュース24事件（大阪地判平成25年6月20日）、リツイート事件（知財高判平成30年4月25日）。ただしリンク情報提供行為について公衆送信権侵害の幫助が成立する余地を残している。

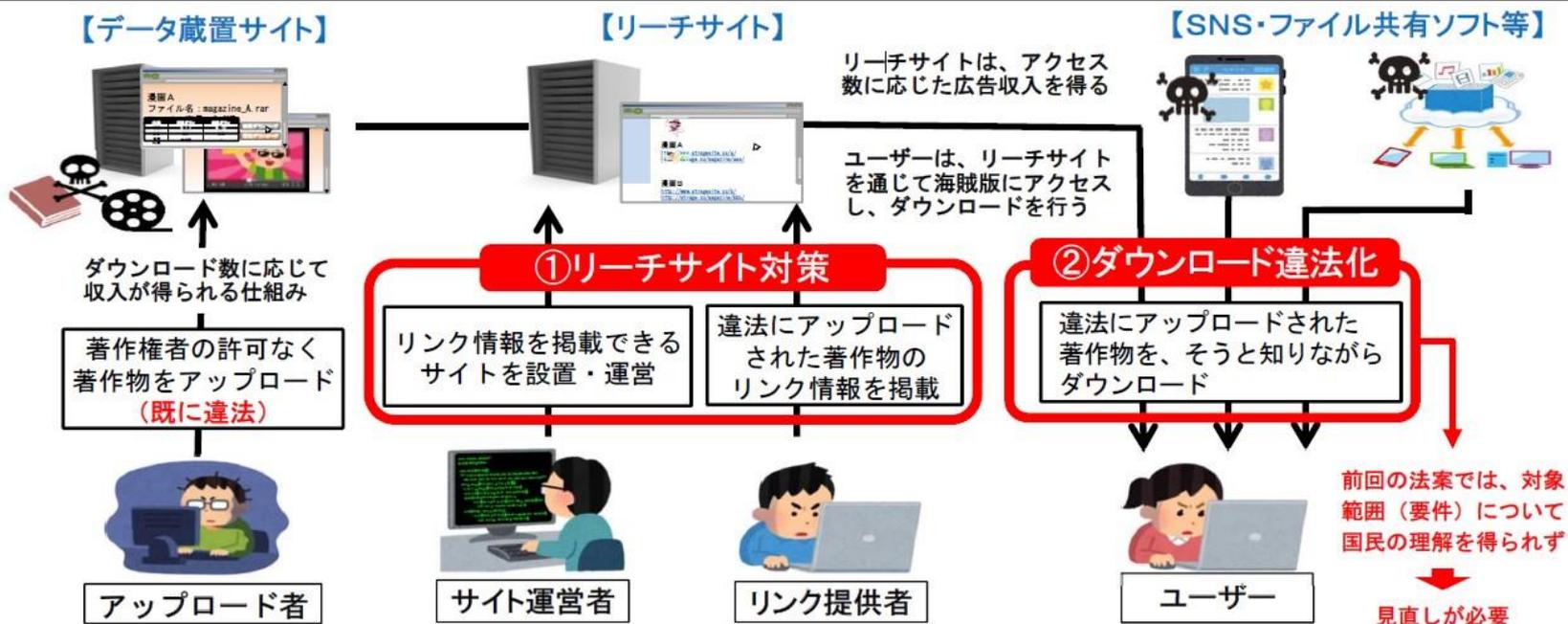
# 6 令和2年6月の著作権法改正 — リーチサイト対策・ダウンロード違法化

## <現行法上の取扱い>

- ・ 著作権者の許可なく著作物(全般)をインターネット上にアップロードすることは違法
- ・ 違法にアップロードされた音楽・映像を、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードすることは違法

## <今回の改正案による規制内容>

- ① 違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約した「リーチサイト」を規制する((ア)サイト運営行為と、(イ)リンク提供行為の両方を規制する)【リーチサイト対策】
- ② 違法にアップロードされた著作物(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど)を、違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードすることを、一定の要件の下で違法とする【ダウンロード違法化】



# 6 令和2年6月の著作権法改正 — リーチサイト対策・ダウンロード違法化

## <改正のポイント>

違法にアップロードされた著作物(侵害コンテンツ)へのリンク情報を集約した「リーチサイト」や「リーチアプリ」によって、海賊版被害が深刻化していることから、①リーチサイト・リーチアプリにおいて**侵害コンテンツへのリンクを提供する行為**、②リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為を規制する。

### 1. リーチサイト・リーチアプリの定義【第113条第2項第1号・第2号】

- ・ **公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するもの**であると認められるウェブサイト・アプリ
- ・ **主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるもの**であると認められるウェブサイト・アプリ

### 2. 規制内容

	規制内容(措置)
リンク提供者	<b>民事措置</b> (著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする)【第113条第2項】 (※) <u>リンク先が侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合に限る。</u> <b>刑事罰</b> (3年以下の懲役・300万円以下の罰金(併科も可))【 <b>親告罪</b> 】(※)故意犯のみ処罰【第120条の2第3号等】
サイト運営者 アプリ提供者	<b>刑事罰</b> (5年以下の懲役・500万円以下の罰金(併科も可))【 <b>親告罪</b> 】【第119条第2項第4号・第5号等】 (※) 侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置するなどの場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う(権利者はサイト運営者等に対して差止請求が可能となる)。【第113条第3項】 (※) いわゆる「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制は及ばない。

#### (参考) 平成31年2月時点の法案からの修正点

- ① サイト運営者・アプリ提供者に対する刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」に変更。【第123条】
- ② 自ら直接的にサイト運営・アプリ提供を行っていない「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制が及ばないことを条文上明確化。【第119条第2項第4号・第5号等】
- ③ 刑事罰の運用に当たっての配慮規定を附則に追加。【附則第4条】

## 【著作権法 リーチサイト規制の新設条文】

### 侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化

#### 第113条第2項

送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であってその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下・・・「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権・・・、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であって国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項および次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であって、第1号に掲げるウェブサイト等（同項・・・において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は第2号に掲げるプログラム（次項・・・において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

#### 1 次に掲げるウェブサイト等

- イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この条・・・において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等
- ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等（以下、「侵害著作物当利用容易化プログラム」に関する2号イ及びロは省略）

# 6 令和2年6月の著作権法改正 - リーチサイト対策・ダウンロード違法化

## <第113条第2項第1号イのイメージ>

サイト運営者が、**侵害コンテンツ**への誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

**今なら無料で読み放題！！**  
**ここをクリック↓↓↓↓**

利用を促す文言  
の表示



侵害コンテンツAのURL

侵害コンテンツBのURL

侵害コンテンツCのURL

(あらずじ...〇〇は××で△△)

URLの強調

## <第113条第2項第1号ロのイメージ>

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定

### 無料海外動画ファイルのリンクを貼る掲示板

- 1. 匿名X  
[大人気海外ドラマAが無料で見放題①↓↓↓↓]  
www.◆◆◆.◆◆◆.◆◆◆ (侵害コンテンツのURL)  
www.×××.×××.××× (正規コンテンツのURL)
- 2. 匿名Y  
[大人気海外ドラマBが無料で見放題②↓↓↓↓]  
www.●●●.●●●.●●● (侵害コンテンツのURL)  
www.▲▲▲.▲▲▲.▲▲▲ (侵害コンテンツのURL)
- 3. 匿名Z  
>1、2 本当に見られた！

# 6 令和2年6月の著作権法改正ー リーチサイト対策・ダウンロード違法化

## リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供を放置する行為のみなし侵害化

### 第113条第3項

侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行っている者（括弧内は省略）又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行っている者（括弧内は省略）が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合であって、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

## ウェブサイト等の一般的な定義

### 第113条第4項

前2項に規定するウェブサイト等は、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の集合体（当該集合体の一部を構成する複数のウェブページであって、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するものを含む。）をいう。

# 6 令和2年6月の著作権法改正 — リーチサイト対策・ダウンロード違法化

## <改正のポイント>

- 違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制(私的使用であっても違法とする)について、対象を**音楽・映像から著作物全般(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど)**に拡大する。
- その際、国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、規制対象を**違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとする(※)**とともに、①**漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」**や、②**二次創作・パロディ**、③**「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」**のダウンロードは規制対象外とする。  
(※) 重過失によって違法にアップロードされたものだと知らなかった場合も、規制対象とはならない。
- さらに、**刑事罰**については、特に悪質な行為に限定する観点から、**正規版が有償で提供されている著作物のダウンロードであること、反復・継続してダウンロードを行うこと**を要件とする。  
(法定刑:2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科可)、全て「**親告罪**」(権利者の告訴が必要))

## <改正後のイメージ>

	民事措置【第30条第1項第4号・第2項】	刑事罰【第119条第3項第2号・第5項等】
対象著作物・ 対象行為	違法にアップロードされた著作物全般	違法にアップロードされた著作物全般で、 正規版が有償で提供されているもの
	【除外①】 漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」は対象外 (※)スクリーンショットを行う際の違法画像等の写り込みについても違法とはならない(法第30条の2により措置)	
	【除外②】 二次創作・パロディは対象外	
	【除外③】 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」は対象外	
主観要件	違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合が対象 (※) 重過失によって違法にアップロードされたことを知らなかった場合も、対象とはならない	
常習性		継続的に又は反復して行う場合が対象
法定刑の水準	—	2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科可)
親告罪の扱い		すべて親告罪(権利者の告訴が必要)

(※) このほか、附則に、(i)国民への普及啓発・教育の充実、(ii)適法サイトへのマーク付与等の推進、(iii)刑事罰の運用に当たっての配慮、(iv)施行後1年を目途としたフォローアップ、(v)違法アップロード対策の充実(国際連携・国際執行、民間との協働など)を規定

(※) 音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律は、基本的に現行通りとする(今回の改正により後退させない)

# 7 ディスカッションポイント

---

1. 本件判決は、投稿者が、①本件画像をアップロードし、かつ、②そのURLを本件掲示板に書き込んだことを指摘して、これを全体としてみれば、本件投稿（上記②の行為）により、原告の本件写真に係る公衆送信権が侵害されたと判示していますが、この結論についてどう思いますか。理由とともにお答えください。
2. 上記①の、投稿者が本件画像をアップロードした行為について、それ単独で、本件写真に係る公衆送信権が侵害されたという考え方は可能でしょうか。上記①の行為は、著作権法第2条第1項の7の2所定の「公衆送信」に該当すると考えられるでしょうか。
3. 上記①の行為があったことを前提に、上記②の投稿者が本件画像のURLを本件掲示板に書き込んだ行為によって、本件写真に係る公衆送信権が侵害されたという考え方は可能でしょうか。上記②の行為は、著作権法第2条第1項9号の5所定の「送信可能化」のうち、どの行為に該当すると考えられるでしょうか。（注：「送信可能化」には、記録型、付加型、変換型、入力型、接続型の5つのタイプが規定されていると考えられています。）

# 7 ディスカッションポイント

---

4. いったん上記②の行為が行われたあとで、更にその他の掲示板やSNSに本件画像のURLを再度書き込む行為（③）について、本件写真に係る公衆送信権が侵害されたという考え方は可能でしょうか。上記③の行為は、著作権法第2条第1項9号の5所定の「送信可能化」のうち、どの行為に該当すると考えられるでしょうか。
5. 上記①の本件画像のアップロード行為と、上記②の本件画像のURLの掲示板への書き込み行為が、別人によってそれぞれ行われたら、結論はどうなるでしょうか。その両名の意思連絡がある場合（URLを教えた場合）と、意思連絡がない場合（たまたまURLを知った人が勝手に掲示板にURLを書き込んだような場合）とで、結論がかわってくるでしょうか。
6. 本件では、アップローダである「たぬピク」の管理人と、掲示板である「V系初代たぬきの掲示板」の管理人が同一人である事案でしたが、この管理人が、本件写真の公衆送信権の侵害主体としての責任を負うという考え方は可能でしょうか。誰かから本件写真が著作権侵害物であるとの通知を受けている場合と、そうした通知を受けていない場合とで、結論がかわるでしょうか。

# 7 ディスカッションポイント

---

7. 上記6について、もし、「たぬピク」の管理人と、「V系初代たぬきの掲示板」の管理人が別人である場合に、それぞれの管理人が、本件写真の公衆送信権の侵害主体としての責任を負うという考え方は可能でしょうか。上記の管理人の両名、または、いずれか一方の管理人が、誰かから本件写真が著作権侵害物であるとの通知を受けている場合と、そうした通知を受けていない場合とで、結論がかわってくるのでしょうか。
8. リツイート事件の最高裁の判断を踏まえると、本件のような事案において、公衆送信侵害のみならず、著作者人格権侵害（同一性保持権侵害、氏名表示権侵害など）に力点を置いた主張が増えてくるのでしょうか。
9. 今回の著作権法改正により、侵害コンテンツがアップされたURLにリンクを張る行為のうち一定のものがみなし侵害にあたるとされました。このことで、今後、この「みなし侵害」に至らないようなリンクを張る行為（幫助的行為）に関する事案において、原告が「被告がリンクを張った行為は原告著作物の公衆送信権侵害行為もしくは当該侵害行為の幫助行為にあたる」と主張することに何かしらの影響が生じることは考えられるのでしょうか。

# ■ 議論内容（報告後追記）

---

- ディスカッションポイント 1 における本裁判所が判断した結論については、ゼミ生全員が賛成の意見であった。ディスカッションポイント 2 では、①のアップロード行為ですでに公衆送信権侵害が成立したとみることができるのではないかという意見もあった。
- たぬピクのIPアドレスと本件投稿のIPアドレスが異なるため、1分の時間差で同一人物と認定できないのではないかという疑問に対しては、たぬピクのIPアドレスはメールのもの（KDDI）で、ソフトバンクのWIFIを利用してたぬピくにアップロードしてもKDDIのIPアドレスが出てくる仕組みのため、IPアドレスが異なる点については実際はあまり争点にならなかったとのコメントがあった。
- ディスカッションポイント 9 では、今回の著作権法改正によって、侵害コンテンツがアップされたURLにリンクを張る行為のうち一定のものがみなし侵害にあたりとされることで、今後被告から、これに至らないリンクを張る行為については幫助が成立しないと主張される可能性もあるとの指摘があった。また、現在はリンクを張る行為のうち一定のものに限定されているが、今後著作権法上違法となる対象をリンク全般に広げていくのではないかという見解も出された。

# ■ 発表者所感（報告後追記）

---

- 本判決は、全体としてみて公衆送信権侵害が成立するという少し大雑把な理由ではあったが、他の関連裁判例を見ても、裁判所としては権利侵害をできるだけ認める方向で理由付けを何とか編み出すために四苦八苦しているように感じた。リンクの貼付け行為について違法となる範囲の変化（法律の改正）や、今後の裁判例について引き続き注視していきたい。
- 本判決は、リンクを張る行為が公衆送信権侵害に該当するか否かが争われた事案であったが、アップローダに画像をアップロードした者と、掲示板に画像のURLを記載した者が同一人であると認定された事案であることに注意する必要があると思った。今後はこうした類型の紛争が増えてくるかもしれないので、発信者情報開示請求、及び、著作権法所定の送信可能化の5類型についての理解を深めていく必要があると思った。